平成２３年（フ）第１３５号
山形県山形市松波３丁目６番８号　レピュートモアＢ203号、開始決定時の住所山形県山形市緑町３丁目５番１―103号　東マンション
破産者　黒澤　清彦
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第５８号
山形県南陽市宮内2425番地
破産者　鈴木　郁子
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１９５号
福島市泉字川原前83番地の５、従前の住所福島市飯坂町字小滝５番地
破産者　佐藤　昌宏
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第５６号
福島県須賀川市和田道72番地　嘉斉アパート３号
破産者　熊谷多利男
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
福島県郡山市富久山町八山田字牛ケ池１番地の７
破産者　本田　和哉
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
群馬県太田市強戸町279番地７
破産者　田所　　憲
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２１４３号
神奈川県大和市鶴間１丁目４番２号　ＥＡＳＴ　ｈｉｌｌｓ　２Ａ
破産者　加藤　君江
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９２６号
横浜市港北区新羽町2024番地１　ライオンズマンション大倉山新羽町305
破産者　佐藤　泰寿
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１１０号
神奈川県茅ヶ崎市香川１丁目13番７―105号　市営住宅
破産者　木本　　實
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２７８号
横浜市鶴見区平安町１丁目60番地の15
破産者　中　　正光
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２７９号
横浜市鶴見区平安町１丁目60番地の15
破産者　中　由紀惠
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４１号
金沢市保古１丁目90番地　フロール205号、開始決定時の住所金沢市玉鉾３丁目197番地５
破産者　山崎　敏幸
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第５号
石川県珠洲市三崎町寺家ツ部81番地、従前の住所石川県金沢市北安江４丁目17番31号
破産者　桜井　信芳
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第６号
石川県珠洲市三崎町寺家ツ部81番地、従前の住所石川県金沢市北安江４丁目17番31号
破産者　桜井　静子
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２３年（フ）第１９０号
長野市松代町東条3032番地
破産者　宮嵜　忠一
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２７号
静岡県富士市横割１丁目20番48号　リバーハウス103号室、開始決定時の住所静岡県富士市原田1146番地の１
破産者　荻野　誠也
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第９号
静岡県浜松市北区引佐町井伊谷2547番地　井伊谷団地２号棟204号、開始決定時の住所静岡県浜松市東区松小池町661番地の７　泉谷一弘方
破産者　泉谷　　弘
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１５９号
静岡県浜松市西区篠原町2142番地の３
破産者　那須田紀美子
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２４４号
静岡県浜松市北区三ヶ日町大崎1346番地
破産者　柴田　孝之
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係